

個人情報ファイル簿

整理番号	100-4	
個人情報ファイルの名称	古物商等管理ファイル	
行政機関等の名称	警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用目的	古物営業の許可その他古物営業法（昭和24年法律第108号）及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
個人情報ファイルの記録される項目（記録項目）	1 受理年月日、2 受理警察署、3 許可証番号、4 許可年月日 5 許可の種類、6 被許可者（氏名又は名称（フリガナ、漢字）、法人等の種別、生年月日、住所又は居所（コード、漢字）、電話番号、本（国）籍）、7 行商をしようとする者であるかどうかの別、8 取引にHPを用いるかどうかの別、9 ホームページのURL、10 主として取り扱おうとする古物の区分、11 記事欄、12 代表者等（種別、氏名（フリガナ、漢字）、生年月日、住所（コード、漢字）、電話番号、本（国）籍、記事欄）、13 営業所（所轄警察署、営業所等所在都道府県、営業所等整理番号、形態、名称（フリガナ、漢字）、所在地（コード、漢字）、電話番号、主たる営業所等の別、取り扱う古物の区分、記事欄、14 管理者（氏名（フリガナ、漢字）、生年月日、住所（コード、漢字）、電話番号、本（国）籍、記事欄、15 再交付日、16 再交付理由、17 変更年月日、18 変更区分、19 返納理由の発生年月日、20 返納理由、21 仮設店舗日時、22 仮設店舗設置場所（コード、漢字）、30 仮設店舗設置場所を管轄する警察署、31 仮設店舗営業の届出に係る記事欄	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）	古物商許可者（個人又は法人役員）及び営業所管理者	
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法	申請者から提出された古物商許可申請書 変更届出書 仮設店舗営業届出書	
要配慮個人情報の有無	有	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	課所名	奈良県警察本部警務部県民サービス課
	所在地	奈良市登大路町80番地
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令	第1の6から10及び12から14の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、古物営業法第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項及び第6項による。 第2の5から7の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第8条第1項による。
	内容	第1の6から10及び12から14の記録項目の内容 第2の5から7の記録項目の内容
電子計算機処理に係る個人情報ファイル（電算処理ファイル）又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイル（マニュアル（手作業）処理ファイル）の別	電算処理ファイル	電算処理ファイル
（電算処理ファイルである場合）		
	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるマニュアル（手作業）処理ファイルの有無	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	奈良県警察本部警務部県民サービス課 奈良市登大路町80番地	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		